



2024年11月14日

各位

会社名 株式会社SCREEN ホールディングス
代表者名 取締役社長 廣江 敏朗
(コード番号 7735 東証プライム市場)
問合せ先 上席執行役員 財務戦略本部長 宮川 明彦
TEL (075) 414 - 7155

第84期(2025年3月期)半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出
および特別調査委員会設置のお知らせ

当社は、2024年11月14日付で、企業内容等の開示に関する内閣府令第18条の2第1項に規定する半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を提出することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる半期報告書

第84期(2025年3月期)半期報告書
(自2024年4月1日至2024年9月30日)

2. 延長前の提出期限

2024年11月14日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2025年1月14日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社の連結子会社である株式会社SCREEN セミコンダクターソリューションズにおいて、出荷済みの装置に係わる収益認識時期の妥当性について会計監査人からの指摘を受け、社内調査を進めた結果、一部につき不適切な処理が行われていた疑念(以下、「本件事案」といいます)があることを認識いたしました。

当社は本件事案に関する原因及び影響を確定させるための調査を開始しておりますが、事実関係の調査及び影響額の確定作業には一定の時間を要する見込みであります。この結果、第84期(2025年3月期)半期報告書の法定提出期限である2024年11月14日までに会計監査人による期中レビュー手続きを完了させることが困難と見込まれることから、半期報告書提出期限の延長申請を行うことといたしました。

なお、現時点においては、重要性のある不適切な会計処理は確認されておりませんが、収益認識に係る事案であることから、慎重に社内調査を行うものであります。

本件事案の概要は以下の通りです。

(1) 申請に至った経緯の概要

会計監査人による2025年3月期の監査における期中手続きの過程で、会計監査人からの質問に対応するため、当社にて調査したところ、2024年3月期の売上計上に関して、収益認識に係る履行義務の充足時点（売上の計上時期）に疑義のある事象が発見されました。

2025年3月期中間決算と並行して、当該発見に対する確認調査を行ってまいりましたが、金額的な影響や、担当者の認識不足に起因する誤謬という発生要因を鑑み、また誤謬であった場合の金額的な影響を会計監査人に確認のうえ、過年度の有価証券報告書を修正するまでには及ばないと判断し、2024年10月31日に2025年3月期の中間決算を東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービス（TDnet）経由で発表いたしました。しかしその後、会計監査人による期中手続きの過程で、不適切な会計処理の可能性、すなわち、意図的に収益認識に係る履行義務の充足時点（売上の計上時期）を操作した可能性が示唆されたことにより、当半期報告書や過年度の有価証券報告書への影響の拡大の有無を確認する必要があると判断し、社内調査を継続することといたしました。追加的な調査や監査手続きに要する日程につき、当社の会計監査人であるあずさ監査法人と協議した結果、半期報告書の提出期限には間に合わないという判断に至り、提出期限の延長を申請するものであります。

なお、現在調査を進めている段階ではございますが、調査で収集している情報の限りにおいては、担当者の認識不足に起因する誤謬であるという認識です。しかし、収集している情報については客観的な裏付けが必要であり、その裏付けをとるための外部専門家による調査期間については、外部専門家より約1か月という期間を提示されております。さらに、調査結果を受けての追加的な対応や、会計監査人による監査手続きが必要となるため、延長日数が長期におよぶことは避けられず、上記のような期限で延長を申請する次第です。

調査スケジュールについては、以下を予定しております。

- ・11月中旬～12月中旬：（外部専門家）調査の実施
- ・11月中旬～2025年1月上旬：（特別調査委員会）事実関係の確認、件外調査、内部統制評価、外部専門家の調査結果を受けての手続き
- ・11月中旬～2025年1月上旬：（監査法人）外部専門家による調査結果を含む特別調査委員会の検討対象・検討方法・調査結果の検討、手続き、審査、期中レビュー報告書発行
- ・2025年1月14日：（当社）監査法人より期中レビュー報告書を受領、半期報告書を関東財務局へ提出

(2) 調査体制の構築

会計監査人により「不適切な会計処理の可能性」を示唆された段階で、より客観性と独立性および専門性が担保された調査が必要と判断し、2024年11月14日に特別調査委員会を設置いたしました。

① 構成

- ・委員長：横山 誠二（当社社外監査役、公認会計士）
- ・委員：吉川 哲朗（当社社外監査役、弁護士）
- ・委員：佐藤 保則（デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、公認会計士）
- ・委員：松本 好史（弁護士法人 三宅法律事務所、弁護士）

② 目的

- ・事実関係の調査
- ・類似事象の有無の調査
- ・影響額の算定
- ・原因究明と再発防止策の提言
- ・その他、当委員会が必要と認めた事項

なお、客観性と独立性および専門性を担保しつつ、可及的速やかに調査を行うために、当社の事業内容等を熟知した社外監査役と外部の専門家が協力しながら調査を行うことが最適であると判断しました。日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に基づく第三者委員会の形態は採用していませんが、同ガイドラインの趣旨を考慮し、独立性を有する外部専門家を含めた委員会を構成しております。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。

このたびは、株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にご心配とご迷惑をお掛けいたしますこと、心よりお詫び申し上げます。

以 上